

〔解 説〕

1) 不適切である

退職を支給事由として老齢給付金を支給する場合は、一定の年齢を 50 歳未満とすることはできません。つまり、50 歳以上であれば要件を満たすこととなります。

2) 適切である。

老齢給付金は規約で定める年齢に達したときに支給するものでなければなりません。一方、退職したことを支給事由とするか否かは、規約の定めにより異なります。

3) 不適切である。

遺族給付金は年金又は一時金で支給することとされ、一時金での支給に限定されるものではありません。なお、遺族給付金が任意給付である旨の記述は適切です。

4) 不適切である。

脱退一時金を受けるための要件として、規約において 3 年を超える加入者期間を定めることはできません。

確定給付企業年金は、法令上の要件を満たせば、規約により柔軟に制度を設計できる点が大きな特徴であり、この点は給付についても当てはまることです。従って、法令上制約がある事項については、制約の範囲を理解することが重要です。